

利 用 者 の た め に

1 調査の目的

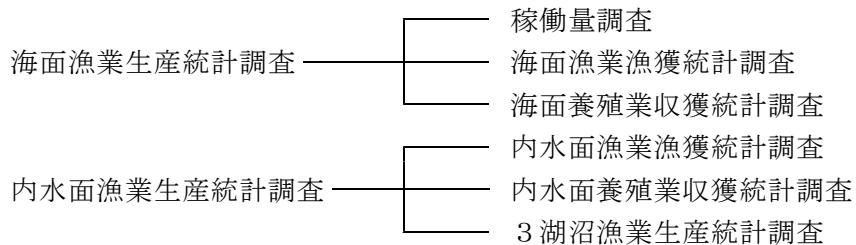
海面漁業生産統計調査及び内水面漁業生産統計調査（以下「調査」という。）は、我が国の海面漁業、海面養殖業、内水面漁業及び内水面養殖業の生産に関する実態を明らかにし、水産行政の基礎資料を整備することを目的としている。

2 調査の根拠

海面漁業生産統計調査は統計法(平成19年法律第53号) 第9条第1項に基づく基幹統計調査であり、内水面漁業生産統計調査は同法第19条第1項に基づく一般統計調査である。

3 調査の種類

調査の種類は、以下のとおりである。



4 調査機構

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて実施した。

5 調査期間

調査期間は、平成20年1月1日から12月31日までとした。

なお、遠洋漁業等で年を越えて操業した場合は、陸揚げ等のために港に入港した日の属する年に含めて調査を行った。

6 調査員等の設置

調査のために、稼働量調査、海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収穫統計調査については調査区を設定し、それぞれ稼働量調査員、海面漁業漁獲統計調査員及び海面養殖業収穫統計調査員を必要に応じて設置した。また、内水面漁業生産統計調査については、内水面漁業協同組合又は市町村の区域ごとに内水面漁業・養殖業調査員を必要に応じて設置した。

7 調査の対象

(1) 稼働量調査、海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収穫統計調査

これらの調査は、海面に沿う市区町村及び漁業法第86条第1項に基づく市町村指定（昭和31年農林省告示第427号）の区域内（滋賀県長浜市を除く。）にある海面漁業経営体及び水揚機関を対象として行った。

また、国外に設立された合弁会社のうち、漁獲物が内国貨物扱いされるものは調査対象とした。

(2) 内水面漁業漁獲統計調査

この調査は、平成20年については、漁業権の設定等が行われているすべての河川及び湖沼を管轄する内水面漁業協同組合又は同河川及び湖沼で内水面漁業を営む漁業経営体を対象として行ったが、前年比較を行うため、平成19年の調査対象である106河川及び21湖沼の漁獲量を掲載し、参考としてすべての河川及び湖沼における漁獲量を統計表に掲載した。

なお、平成19年については、漁業権の設定等が行われている年間漁獲量100 t 以上の河川及び湖沼並びに年間漁獲量が100 t 未満の河川及び湖沼であっても、国の施策上、毎年の調査が必要な河川及び湖沼を管轄する内水面漁業協同組合又は同河川及び湖沼で内水面漁業を営む漁業経営体を対象として行った。

(3) 内水面養殖業収穫統計調査

この調査は、全国のます類、あゆ、こい及びうなぎを養殖するすべての内水面養殖業経営体を対象として行った。

(4) 3 湖沼漁業生産統計調査

この調査の調査対象は、以下のとおりである。

- ア 琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦で生産された水産物を扱うすべての水揚機関
- イ 琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦で漁業又は養殖業を営むすべての漁業経営体及び養殖業経営体

8 調査区数・調査対象数

(1) 稼働量調査

稼働量調査区 790

(2) 海面漁業漁獲統計調査

海面漁業調査区（水揚機関） 1,953 、海面漁業調査区（一括調査） 912

往復郵送調査対象数 304

(3) 海面養殖業収穫統計調査

海面養殖業調査区（水揚機関） 960 、海面養殖業調査区（一括調査） 291

往復郵送調査対象数 528

(4) 内水面漁業漁獲統計調査

調査対象数 1,213

(5) 内水面養殖業収穫統計調査

調査対象数 1,954

(6) 3 湖沼漁業生産統計調査

調査対象数 1,267

9 調査事項

(1) 稼働量調査

この調査は、次に掲げる事項について行った。

- ア 漁業経営体名
- イ 漁業経営体住所
- ウ 漁船名
- エ 漁船トン数
- オ 漁業種類（沿岸まぐろはえ縄、沿岸かつお一本釣、ひき縄釣及び大型定置網）
- カ 操業水域（日本周辺水域）
- キ 出漁日数

注： 海面漁業経営体のうち、かつお・まぐろ類に係る漁業種類であって漁獲成績等報告書が活用できない沿岸まぐろはえ縄、沿岸かつお一本釣、ひき縄釣及び大型定置網を営んだ海面漁業経営体について調査した。

(2) 海面漁業漁獲統計調査

この調査は、次に掲げる事項について行った。

- ア 海面漁業漁獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用）
 - (ア) 漁業種類名
 - (イ) 操業水域
 - (ウ) 魚種別漁獲量
- イ 海面漁業漁獲統計調査票（一括調査用）
 - (ア) 漁労体数
 - (イ) 1漁労体当たり平均出漁日数
 - (ウ) 1漁労体1日当たり平均漁獲量

(3) 海面養殖業収穫統計調査

この調査は、次に掲げる事項について行った。

- ア 海面養殖業収穫統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用）
 - (ア) 養殖魚種別収穫量
 - (イ) 年間種苗販売量
 - (ウ) 配合飼料・生餌別年間投餌量（水揚機関のみ調査）

イ 海面養殖業収穫統計調査票（一括調査用）

- (ア) 総施設面積
- (イ) 1施設当たり平均面積
- (ウ) 1施設当たり平均収穫量

注：1 投餌量は、養殖合計を調査し、うち数としてぶり類及びまだいについて調査した。

2 かき類及びのり類は、半期別及び養殖年度（7月～翌年6月）別収穫量についても調査した。

(4) 内水面漁業漁獲統計調査

この調査は、内水面における水産動植物の採捕に係る次に掲げる事項について行った。

- ア 魚種別漁獲量
- イ 天然産種苗採捕量

(5) 内水面養殖業収穫統計調査

この調査は、内水面における水産動植物の養殖の事業に係る次に掲げる事項について行った。

- ア 魚種別収穫量（食用に限る。）
- イ 魚種別種苗販売量

(6) 3湖沼漁業生産統計調査

この調査は、次に掲げる事項について行った。

- ア 漁業種類別魚種別漁獲量
- イ 天然産種苗採捕量
- ウ 養殖魚種別収穫量
- エ 魚種別種苗販売量

10 調査方法

(1) 稼働量調査

この調査は、毎月、統計調査員が海面漁業経営体又は水揚機関を代表する者に対する面接調査の方法で行った。

注：海面漁業経営体のうち、かつお・まぐろ類に係る漁業種類であって漁獲成績等報告書が利用できない沿岸まぐろはえ縄、沿岸かつお一本釣、ひき縄釣及び大型定置網を営んだ海面漁業経営体について調査した。

(2) 海面漁業漁獲統計調査

この調査は、原則、年1回（稼働量調査対象漁業種類により漁獲されたかつお・まぐろ類及び資源回復計画対象魚種は原則、年2回）次に掲げるア又はイの方法で行った。

ア 水揚機関

統計調査員が、水揚機関を代表する者に水揚機関用調査票又は電磁的記録を配布し自計する方法、又は統計調査員による面接聞き取りの方法、又は水揚機関の事務所の電子計算機又は紙に出力された記録を閲覧し調査票に転記する方法により行った。

イ 漁業経営体

上記アの方法で漁獲量を把握できない海面漁業経営体については、以下の(ア)又は(イ)の方法で行った。

(ア) 一括調査

統計調査員が、水揚機関又は海面漁業経営体を代表する者に一括調査用調査票を配布し自計する方法又は統計調査員による面接聞き取りの方法により行った。

(イ) 往復郵送調査

統計・情報センターの長が、海面漁業経営体を代表する者に対し、海面漁業漁獲統計調査票を郵送する往復郵送調査で行った。

なお、漁獲成績等報告書を利用できる漁業種類を営む海面漁業経営体については、上記ア又はイの調査方法に替えて、漁獲成績等報告書による取りまとめを行った。

(3) 海面養殖業収穫統計調査

この調査は、原則、年1回（のり類及びかき類は原則、年2回）次に掲げるア又はイの方法で行った。

ア 水揚機関

統計調査員が、水揚機関を代表する者に水揚機関用調査票又は電磁的記録を配布し自計する方法、又は統計調査員による面接聞き取りの方法、又は水揚機関の事務所の電子計算機又は紙に出力された記録を閲覧し調査票に転記する方法により行った。

イ 漁業経営体

上記アの方法で漁獲量を把握できない海面漁業経営体については、以下の(ア)又は(イ)の方法で行った。

(ア) 一括調査

統計調査員が、水揚機関又は海面漁業経営体を代表する者に一括調査用調査票を配布し自計する方法又は統計調査員による面接聞き取りの方法により行った。

(イ) 往復郵送調査

統計・情報センターの長が、海面漁業経営体を代表する者に対し、海面養殖業収穫統計調査票を郵送する往復郵送調査で行った。

(4) 内水面漁業漁獲統計調査及び内水面養殖業収穫統計調査

この調査は、内水面漁業協同組合、漁業経営体又は養殖業経営体の代表者等に調査票を郵送し、記入された調査票を統計調査員が回収する自計調査の方法により行った。

ただし、調査票の記入が不十分である場合は、統計調査員が調査対象に聞き取ることにより補完した。

なお、協力の得られる調査対象については、往復郵送調査の方法により行った。

(5) 3湖沼漁業生産統計調査

この調査は、水揚機関、漁業経営体又は養殖業経営体の代表者に調査票を郵送し、記入された調査票を統計調査員が回収する自計調査の方法により行った。

ただし、調査票の記入が不十分である場合は、統計調査員が調査対象に聞き取ることにより補完した。

なお、協力の得られる調査対象については、往復郵送調査の方法により行った。

11 統計値の計上方法

(1) 稼働量調査、海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収穫統計調査

これらの調査結果は、海面漁業経営体の所在地に計上した。

なお、かき類養殖及びのり類養殖の収穫量については、暦年のほか養殖年度についても取りまとめて計上した。

(2) 内水面漁業漁獲統計調査

この調査結果は、原則として漁業経営体が漁獲した河川及び湖沼ごとに計上した。

河川・湖沼が県境となっている場合は、実際に漁獲した地点が自県側・他県側を問わずに漁獲した漁業者の所属する組合が所属する県に計上した。

(3) 内水面養殖業収穫統計調査

この調査結果は、養殖業経営体の事務所の所在地に計上した。

(4) 3湖沼漁業生産統計調査

この調査結果は、漁業経営体が漁獲又は養殖経営体が収穫した3湖沼にそれぞれ計上した。

12 目標精度

この調査は全数調査のため、目標精度は設定していない。

13 用語の定義及び約束

(1) 稼働量調査

ア 漁業経営体

平成20年1月1日～12月31日の間に海面において利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、水産動植物の採捕又は養殖の事業を営んだ世帯又は事業所をいう。

イ 漁船

平成20年1月1日～12月31日の間に漁業経営体が漁業生産のために使用し、調査期日現在で保有しているものをいい、主船のほかに付属船(まき網漁業における灯船、魚群探索船、運搬船等)を含めた。

ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船(買いつけ用の鮮魚運搬船等)は含めない。

ウ 出漁日数

漁獲の有無にかかわらず、漁船が漁労作業を目的として航海した日数をいい、日帰り操業の場合及び夕方出港し翌朝入港の場合は、いずれも1日として数え、1航海が2夜以上にわたる場合は、出港日から入港日まで積算した日数とした。

(2) 海面漁業漁獲統計調査

ア 海面漁業

海面（浜名湖、中海、加茂湖、サロマ湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。）において水産動植物を採捕する事業（くじら及びいるか以外の海獣を獵獲する事業を除く。）をいう。

イ 遠洋漁業

遠洋漁業とは、次の(ア)～(キ)の漁業をいう。

(ア) 遠洋底びき網

(イ) 以西底びき網

(ウ) 大中型遠洋かつお・まぐろ1そうまき網

(エ) 北洋はえ縄・刺網（平成14年まで）

(オ) 遠洋まぐろはえ縄

(カ) 遠洋かつお一本釣

(キ) 遠洋いか釣

ウ 沖合漁業

沖合漁業とは、10トン以上の動力漁船を使用する漁業のうち、遠洋漁業、定置網漁業及び地びき網漁業を除いたものをいう。

エ 沿岸漁業

沿岸漁業とは、漁船非使用漁業、無動力船及び10トン未満の動力漁船を使用する漁業並びに定置網漁業及び地びき網漁業をいう。

なお、漁業・養殖業部門別統計の海面漁業の内訳である沖合漁業及び沿岸漁業について、平成19年の稼働量調査の見直しにおいてすべての漁業種類での漁船トン数を調査しなくなったことから、漁獲量を漁労体の規模別漁獲量で区分していた漁業種類については、本年の「漁業種類別漁獲量」、平成18年の「漁業種類別規模別漁労体数・漁獲量」及び2003年（第11次）漁業センサスの「主とする漁業種類別漁船隻数」を基に、以下の方法により推計を行った。

[推計方法]

$$\text{漁業種類別規模別漁獲量} = \text{漁業種類別漁獲量} \times \text{漁船規模別漁獲構成割合}^*$$

* 漁船規模別漁獲構成割合とは、下記の式により算出した各規模階層別の漁獲構成の割合を示したものである。

$$\text{漁船規模別漁獲構成割合} = \frac{\text{漁業種類別規模別漁獲量（平成18年結果)}}{\text{漁業種類別規模別漁労体数（平成18年結果)}} \times \frac{\text{主とする漁業種類別漁船隻数}}{\text{（2003年漁業センサス結果）}}$$

オ 漁労体

漁業経営体が海面漁業を営むための漁労の単位であり、漁船漁業における単船操業の場合は1隻を1漁労体とし、複船操業の場合は1組を1漁労体とした。

定置網においては、大型定置網は定置漁業権1件ごとに1漁労体とし、小型定置網及び地びき網は地元において呼称されている網（ます網、つぼ網、角建網等）をもって1漁労体とした。

なお、漁船非使用の漁業は漁労体数には計上しない。

また、漁労体数の統計上の単位については、(カ)統とした。

カ 水揚機関

生産物の陸揚地に生産物の売買取引を目的とする市場を開設している者及び生産物の陸揚地に所在する漁業協同組合、会社等の事業所で生産物の陸揚げをした者から生産物を譲り受け、又

はその販売の委託を受けるものをいう。

キ 漁獲量

漁労作業により得られた水産動植物の採捕時の原形重量をいい、乗組員の船内食用、自家用(食用又は贈答用)、自家加工用、販売活餌等を含む。ただし、次のものは除外した。

なお、単位は、原則としてtで計上したが、捕鯨業による鯨類は頭で計上した。

(ア) 操業中に丸のまま海中に投棄したもの

(イ) 沈没により滅失したもの

(ウ) 自家用の漁業用餌料(たい釣のためのえび類、敷網等のためのあみ類等)として採捕したもの

(エ) 自家用の養殖用種苗として採捕したもの

(オ) 自家用肥料に供するために採捕したもの(主として海藻類、かしづん、ひとで類等)

なお、船内で加工された塩蔵品、冷凍品、缶詰等はその漁獲物を採捕時の原形重量に換算した。

(3) 海面養殖業収穫統計調査

ア 海面養殖業

海面又は陸上に設けられた施設において、海水を使用して水産動植物を集約的に育成し、収穫する事業をいう。

なお、海面養殖業には、海面において、魚類を除く水産動植物の採苗を行う事業を含む。

イ 養殖経営体

利潤又は生活の資を得るために海面養殖業を営む世帯及びその他の事業所をいう。

なお、真珠養殖における経営体とは、母貝仕立て、挿核施術から施術後の貝の養成、管理を一貫して行うものをいう。

ウ 施設面積

海面養殖業を営むために、築堤等で区切った海面の面積又は海面に敷設した施設の面積(養殖施設の投影面積の合計)をいう。

なお、はえ縄式は、総延長を1,000m単位で計上した。

エ 水揚機関

(2)の海面漁業漁獲統計調査に同じ。

オ 養殖収穫量等の計上方法

(ア) 魚類養殖、水産動物類養殖

a 養殖収穫量

収穫した量(種苗養殖による収穫を除く。)をt単位で計上した。

b 投餌量

養殖のために投与した餌料の量をいい、t単位で計上した(種苗養殖のために投与した餌料は含めない。)。

また、本項目は、養殖合計を調査し、その内訳としてぶり類及びまだいのみを調査した。

(イ) かき類

養殖収穫量

むき身重量と殻付き重量のそれぞれをt単位で計上した。

むき身重量は、むき身調査分に殻付き分をむき身換算したものを加え、殻付き重量は、殻付き調査分にむき身調査分を殻付き換算したものを加え、それぞれ全量を表示した。

また、計上期間は暦年、養殖年度（7月～翌年6月）及び半期（むき身に限る。）とした。
ただし、翌年1月～6月は概数である。

(ウ) ほたてがい及びその他の貝類養殖

養殖収穫量

殻付き重量をt単位で計上した。

(エ) のり類

養殖収穫量

「板のり」及び「ばらのり」の干重量を生重量換算したものに「その他」（生重量）を加え、t単位で計上した。

なお、「板のり」は1,000枚単位で、「ばらのり」及び「その他」はt単位で計上した。

また、計上期間は暦年、養殖年度（7月～翌年6月）及び半期とした。ただし、翌年1月～6月は概数である。

(オ) こんぶ類養殖、わかめ類養殖及びその他の海藻類養殖

養殖収穫量

生重量をt単位で計上した。

なお、干製品で調査したものは生重量に換算した。

(カ) 真珠養殖

浜揚量

収穫された真珠のうち、販売に供し得ないくず玉を除き、次の区分によりkg単位で計上した。

- | | |
|--------|------------------------|
| a 真円真珠 | 大玉 直径 (8.0mm以上) |
| | 中玉 直径 (6.0mm以上8.0mm未満) |
| | 小玉 直径 (5.0mm以上6.0mm未満) |
| | 厘玉 直径 (5.0mm未満) |
| b 半円真珠 | (スリー・クォーターサイズを含む。) |

カ 種苗養殖

種苗養殖とは、下記の種苗養殖（自家用を除く。）をいう。

- | | | |
|---------------|---------------|-------------|
| (ア) ぶり類種苗養殖 | (イ) まだい種苗養殖 | (ウ) ひらめ種苗養殖 |
| (エ) 真珠母貝養殖 | (オ) ほたてがい種苗養殖 | (カ) かき類種苗養殖 |
| (キ) くるまえび種苗養殖 | (ク) わかめ類種苗養殖 | (ケ) のり類種苗養殖 |

キ 種苗販売量

ぶり類種苗、まだい種苗、ひらめ種苗及びくるまえび種苗は、1,000尾単位で計上した。

真珠母貝は、t単位で計上した。

ほたてがい種苗は、1,000粒単位で計上した。

かき類種苗は、1,000連単位で計上した。（1連は貝がら60個）

わかめ類種苗は、種縄又は種糸の長さを1,000m単位で計上した。

のり類種苗は、網ひびは全国標準規格として18.2m×1.5mを1枚に換算し1,000枚単位で、貝がらは1,000個単位で計上した。

(4) 内水面漁業漁獲統計調査

ア 内水面漁業

公共の内水面において、水産動植物を採捕する事業をいう。

イ 漁獲量

利潤又は生活の資を得るために、生産物の販売を目的として内水面漁業により採捕された水産動植物の採捕時の原形重量をいい、自家消費を含むが、投棄した数量及び農家等が肥料用に採捕した藻類等の数量は販売しない限り除外した。なお、単位はtで計上した。

(5) 内水面養殖業収穫統計調査

ア 内水面養殖業

一定区画の内水面又は陸上において、淡水を使用して水産動植物（種苗を含む。）を集約的に育成し、収穫する事業をいう。ただし、次のものは除外した。なお、単位はtで計上した。

(ア) 蕎養

漁業又は養殖業によって生産された水産動物類をいけす等に収容し、肥育を目的とせず価格維持又は収穫時あるいは購入時との価格差によって収益をあげることを目的に、一定期間水産動物類を囲って生存させておく事業。

(イ) 増殖

天然における水産動物類の繁殖助長又は繁殖保護若しくはその資源の増大を目的として行う事業。

(ウ) 釣り堀等のサービス業

料金を徴収して水産動植物の釣り等を行わせるサービス業。

ただし、自ら養殖した水産動物類をサービス業に供している場合は、サービス業に供する以前の事業は、内水面養殖業に含めた。

(エ) 水田養魚

水田又は稻を植える前、若しくは刈り取った後の空田を利用して養魚を行う事業。

ただし、かつて水田であっても当該調査年に全く稻田等として利用しないで、もっぱら養殖池として利用したものは、内水面養殖業に含めた。

(オ) 観賞魚

錦ごい、その他の観賞魚の育成を行う事業。

(カ) 内水面においてかん水を用いる養殖業

内水面においてかん水（海水等の塩分を含んだ水をいう。）を用いる養殖業。

ただし、あゆ及びうなぎの種苗をかん水を用いて生産し販売を行った場合は、調査の対象とし、種苗販売量に含めた。

(キ) 官公庁、学校、試験研究機関

官公庁、学校又は試験研究機関が本来の目的である試験研究のために行う調査対象魚種の養殖。

ただし、調査対象魚種の販売を行った場合は、調査の対象とした。

イ 養殖収穫量

内水面養殖業により食用を目的に収穫した数量をいい、自家用（食用）を含む。

養殖収穫量は、収穫時の原形重量により計上し、種苗販売量は含めない。

なお、単位はtで計上した。

ウ 種苗販売量

増殖用（放流を含む。）又は養殖用の種苗生産（中間育成を除く。）を目的として、内水面漁業により採取された卵又は養殖された稚魚のうち販売された数量をいう。

稚魚は1,000尾単位で、卵は1,000粒単位で計上した。

(6) 漁業生産額

漁業生産活動による最終生産物の生産額をいい、具体的には、海面漁業生産統計調査及び内水面漁業生産統計調査で取りまとめたすべての漁業・養殖業(近海小型捕鯨を含む。)の魚種別生産量等に魚種別産地市場価格等を乗じて算出したものである。

なお、算出に用いる価格は原則として水產物流通調査から得られた産地市場水產物卸売価格を使用したが、遠洋底びき網漁業等及び近海小型捕鯨については関係業界等から、また内水面漁業・養殖業については、主要産地の市場、関係団体等から聞き取った価格をそれぞれ勘案の上、決定した価格を使用した。

また、内水面漁業・養殖業生産額については、以下の推計方法を採用した。

ア 内水面漁業生産額

漁業権の設定等が行われているすべての河川及び湖沼を管轄する内水面漁業協同組合又は同河川及び湖沼で内水面漁業を営む漁業経営体を対象に調査した内水面漁業生産統計調査により得られる魚種別漁獲量に魚種別価格を乗じて魚種別生産額を推計した。

また、内水面漁業生産統計調査は平成18年調査から内水面漁業の調査範囲を、販売を目的として漁獲された量のみとし、遊漁者(レクリエーションを主な目的として水産動植物を採捕するもの)による採捕量を含めないこととしたことから、内水面漁業生産額においても、遊漁者の採捕による生産額は含めていない。

イ 内水面養殖業生産額

内水面漁業生産統計調査の調査対象が全国のます類、あゆ、こい及びうなぎ(以下「調査対象養殖魚種」という。)を養殖する養殖業経営体の内水面養殖業収穫量に限定されていることから、これら調査対象養殖魚種の生産額は、内水面漁業生産統計調査より得られる魚種別収穫量に魚種別価格を乗じて推計した。

また、調査対象養殖魚種以外の漁業生産額については、直近の漁業センサスより得られる内水面養殖業経営体(食用を主とする全ての経営体)の販売金額に占める調査対象養殖魚種を養殖する内水面養殖業経営体の販売金額の割合を算出し、この逆数に調査対象養殖魚種の魚種別生産額を乗じて算出した。

[推計式]

I : 調査対象養殖魚種以外の魚種を含むすべての生産額(当該年)

A : 調査対象養殖魚種の販売金額(漁業センサス結果)

B : 調査対象養殖魚種以外の魚種を含むすべての販売金額(漁業センサス結果)

a : 調査対象養殖魚種の生産額(当該年)

$$I = \frac{B}{A} \times a$$

(7) (参考) 種苗

種苗は、最終生産物となる水產物の生産のために再び投入される水產物(中間生産物)であり、他の都道府県に販売されたものは当該都道府県の最終生産物に計上するが、漁業生産額では、全ての種苗が自都道府県内に投入されるものとみなし、全国及び都道府県別のいづれにも種苗の「生産額」は計上しないこととし、参考値として種苗の生産額を掲載した。

なお、海面養殖業により生産される種苗の生産額は、海面養殖業産出額の推計と同様、都道府県別の魚種別種苗生産量に主要産地の市場、関係団体等から得られる都道府県別の養殖魚種別種

苗価格を乗じて推計した。

また、内水面養殖業により生産された種苗の生産額は、ます類、あゆ及びこい（以下「種苗推計魚種」という。）のそれぞれについて、漁業センサスから得られる種苗推計魚種別の食用と種苗用の販売金額の割合を、種苗推計魚種別の生産額に乗じて推計し、その推計した生産額を合計した。

[推計式]

S : 種苗の生産額（当該年）

C : 調査対象養殖魚種の販売金額（漁業センサス結果）

D : 種苗用の販売金額（漁業センサス結果）

c : 調査対象養殖魚種の生産額（当該年）

$$S = \frac{D}{C} \times c$$

(8) 捕鯨業の表章

捕鯨業については、平成12年度までは単独表章としていたが、日本標準産業分類の改訂に伴い、漁業生産額については、海面漁業の内訳として表章した。

なお、漁業・養殖業生産量については、漁獲量ではなく捕獲頭数を公表していることから、従前どおり単独表章としている。

14 利用上の注意

(1) 調査対象の変更

ア 海面漁業・養殖業

稼働量調査については、平成19年調査から海面漁業経営体のうち、かつお・まぐろ類に係る漁業種類であって漁獲成績等報告書が利用できない沿岸まぐろはえ縄、沿岸かつお一本釣、ひき縄釣及び大型定置網を営んだ海面漁業経営体を対象に調査した。

稼働量調査対象魚種漁獲量については、稼働量調査の対象である沿岸まぐろはえ縄、沿岸かつお一本釣、ひき縄釣及び大型定置網で漁獲されたまぐろ類及びかつおを掲載した。

また、資源回復計画対象魚種漁獲量については、平成19年12月1日現在で国が作成・実施している資源回復計画のうち、12計画に係る延べ23魚種について半期ごとに調査した。資源回復計画の対象魚種、水域等を25ページに掲載した。

イ 内水面漁業・養殖業

(ア) 内水面漁業漁獲統計調査

内水面漁業漁獲統計調査の調査対象河川及び湖沼については、平成12年以前、平成15年及び平成20年はすべての河川及び湖沼、平成13、14年は148河川及び28湖沼、平成16年から19年は106河川24湖沼を調査対象とした。

なお、平成18年から内水面漁業の調査範囲を、販売を目的として漁獲された量のみとし、遊漁者（レクリエーションを主な目的として水産動植物を採捕するもの）による採捕量は含めないこととした。

(イ) 内水面養殖業収穫統計調査

平成12年調査まではすべての魚種の収穫量であり、13年からは、ます類、あゆ、こい及びうなぎを対象とした。

(2) 漁業生産額の推計について

平成29年結果の公表から、中間生産物である「種苗」を漁業生産額から除外し、種苗生産額として参考表章することとした。これに伴い、平成10～20年の数値について、令和元年10月に遡及して推計したので注意されたい。

(3) 単位及び記号の表示

ア 単 位

表示単位未満の端数は四捨五入した。したがって、計と内訳とは一致しない場合がある。

イ 記 号

この報告書に使用した記号は、次のとおりである。

「0」： 単位に満たないもの（例：漁獲量0.4 t → 0 tなど）

「一」： 事実のないもの

「…」： 事実不詳又は調査を欠くもの

「x」： 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」： 負数又は減少したもの

(4) 秘匿の方法

統計調査結果について、調査対象数が3未満の場合には調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差し引きにより該当結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

15 この報告書に関する問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部

電話 代表 (03) 3502-8111

生産流通消費統計課 漁業生産統計班 内線3687（生産量等）

直通 03-3502-8094

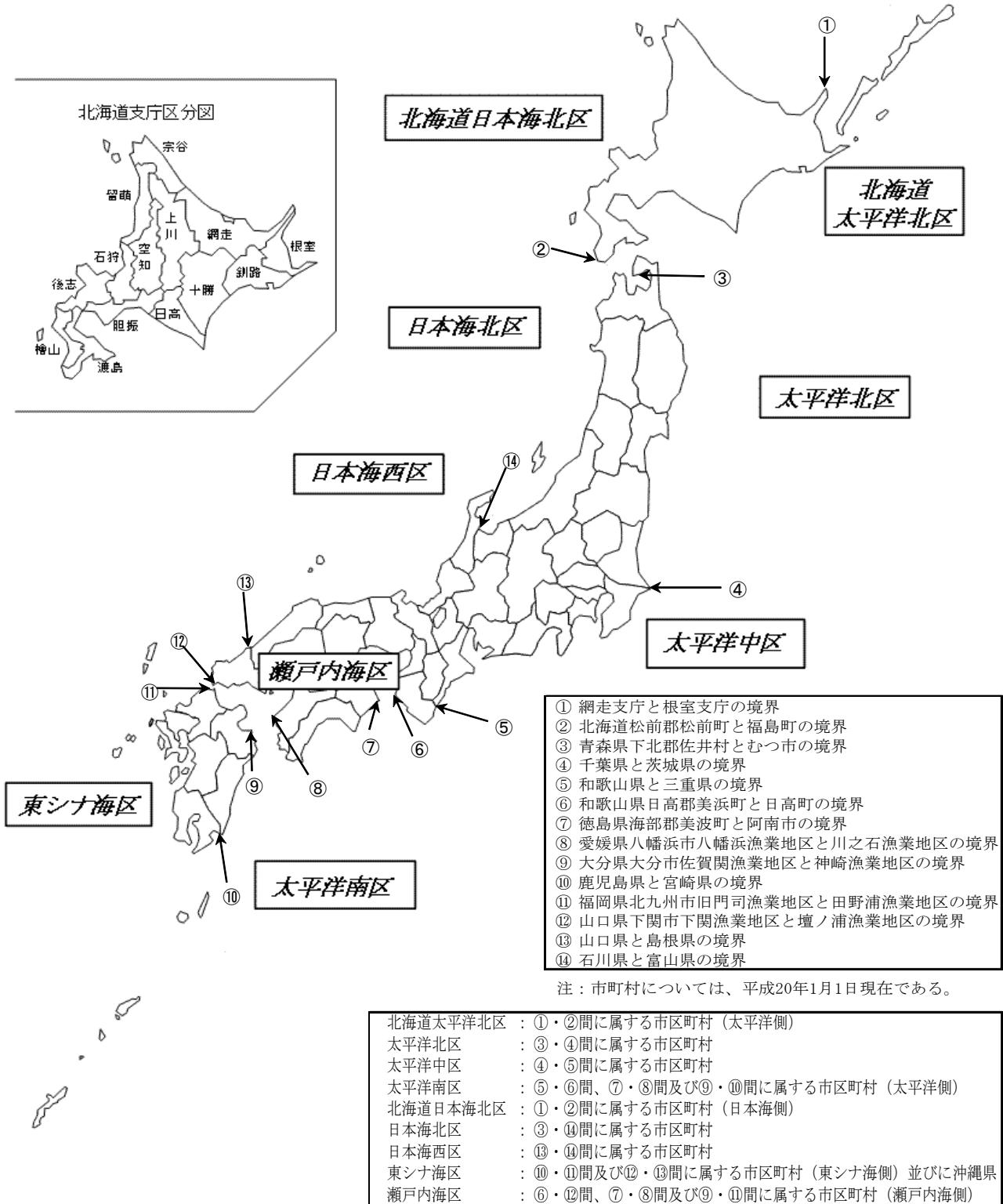
経営・構造統計課 分析班 内線3635（生産額）

直通 03-6744-2042

16 参考事項

(1) 大海区区分図

漁業の実態を地域別に明らかにするとともに、地域間の比較を容易にするため、海況、気象等の自然条件、水産資源の状況等を勘案して定めた区分（水域区分ではなく地域区分）をいう。



(2) 海面漁業及び魚種分類の定義

ア 漁業分類の定義

漁業種類名		定義		内容例示
網漁業	底びき網	北緯10度20秒の線以北、次に掲げる線からなる線以西の太平洋の海域以外の海域において総トン数15トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業（指定漁業） イ 北緯25度17秒以北の東経152度59分46秒の線 ロ 北緯25度17秒東経152度59分46秒の点から北緯25度15秒東経128度29分53秒の点に至る直線 ハ 北緯25度15秒東経128度29分53秒の点から北緯25度15秒東経120度59分55秒の点に至る直線 ニ 北緯25度15秒以南の東経120度59分55秒の線		
		北緯10度20秒の線以北、次に掲げる線からなる線以西の太平洋の海域において総トン数15トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業（指定漁業） イ 北緯33度9分27秒以北の東経127度59分52秒の線 ロ 北緯33度9分27秒東経127度59分52秒の点から北緯33度9分27秒東経128度29分52秒の点に至る直線 ハ 北緯33度9分27秒東経128度29分52秒の点から北緯25度15秒東経128度29分53秒の点に至る直線 ニ 遠洋底びき網のハ及びニの線		
	き網	1そうびき 沖合底びき網	北緯25度15秒東経128度29分53秒の点から北緯25度17秒東経152度59分46秒の点に至る直線以北、以西底びき網のイからハまでの線以東、東経152度59分46秒の線以西の太平洋の海域において、総トン数15トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業（指定漁業）	1そうびきで行うもの
				2そうびきで行うもの
	小型底びき網	総トン数15トン未満の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業。ただし、小型機船底びき網漁業取締規則（昭27.3.10農令6）第1条第1項第5号の「その他の小型機船底びき網漁業」のうち網口開口板を使用しないものを除く。（法定知事許可漁業）		かけまわし、2そうびき、板びき網、えびこぎ網、戦車こぎ網、けた網（貝、えび等）、まんが、打瀬網（帆、潮）
		船びき網	海底以外の中層又は表層をえい網する網具（ひき回し網）または停止した船（いかりで固定するほか、潮帆、エンジンを使用して対地速度をほぼゼロにしたものを含む。）にひき寄せる網具（ひき寄せ網）を使用して行う漁業（瀬戸内海において総トン数5トン以上使用は法定知事許可漁業）	ぱっち網、2そうびき船びき網、浮きひき網、吾智（=ごち）網、船びき網（錨（=いかり）どめ）

ア 漁業分類の定義（つづき）

漁業種類名				定義	内容例示
網漁業 (つづき)	まき網	大型まき網	1そ	遠洋かつお・まぐろ 総トン数40トン（北海道恵山岬灯台から青森県尻屋崎灯台に至る直線の中心点を通る正東の線以南、同中心点から尻屋崎灯台に至る直線のうち同中心点から同直線と青森県の最大高潮時海岸線との最初の交点までの部分、同交点から最大高潮時海岸線を千葉県野島崎灯台正南の線と同海岸線との交点に至る線及び同点正南の線からなる線以東の太平洋にあっては総トン数15トン）以上の動力漁船によりまき網を使用して行う漁業（指定漁業）	1 そうまでかつお・まぐろ類をとることを目的として、遠洋（太平洋中央海区（東経179度59分43秒以西の北緯20度21秒21秒の線、北緯20度16秒以南の東経179度59分43秒の線、東経179度59分43秒以東の北緯40度16秒の線からなる線以南の太平洋の海域（南支那海の海域を除く。））及びインド洋海区）で操業するもの
			2ま	近海かつお・まぐろ	1 そうまでかつお・まぐろ類をとることを目的として、前記以外の海域で操業するもの
			3き	その他	1 そうまでかつお・まぐろ類以外をとることを目的とするもの
			4	2 そうまで行うもの	
			5	中・小型まき網 指定漁業以外のまき網（総トン数5～40トン漁船使用は法定知事許可漁業）	縫い切り網、しばり網、瀬びき網
	刺網	さけ・ます流し網		流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業（指定漁業・法定知事許可漁業）	
		かじき等流し網		総トン数10トン以上の動力漁船により、流し網を使用してかじき、かつお又はまぐろをとることを目的とする漁業（届出漁業、知事許可漁業）等	
		その他の刺網		流し網又は刺網を使用して行う漁業で前記以外のもの	中層刺網、底刺網、浮き刺網、流し網、まき刺網、こぎ刺網、太平洋底刺し網、日口民間操業による刺網漁業
	敷網	さんま棒受網		集魚灯でさんまを集め、棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業	
	定置網	大型定置網		漁業法（昭24.12.15法第267）第6条第3項の漁具を定置して営む漁業であって、第1号の身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深27メートル（沖縄県にあっては15メートル）以上であるもの（瀬戸内海（漁業法第109条第2項に該当する海面をいう。）におけるます網漁業並びに陸奥湾（青森県焼山崎から同県明神崎灯台に至る直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。）における落とし網漁業及びます網漁業を除く。）	
		さけ定置網		前記の漁具を定置して営む漁業であって、第2号の北海道においてさけを主たる漁獲物とするもの	
		小型定置網		定置網で前記以外のもの	ます網、つぼ網、角建網

ア 漁業分類の定義（つづき）

漁業種類名			定義	内容例示
網漁業 (つづき)	その他の網漁業		網漁業で前記以外のもの ○ 陸岸にひき寄せる網具を使用して行う漁業 地びき網 ○ 敷網を使用して行う漁業で前記以外のもの 張り網、四つ手網、棒受網（あじ、さば等）、込ませ網、 あんこう網、（沖縄式）追込み網 ○ その他 建干し網、建切り網、たもすくい（さば）、すくい網、 投網	
釣 漁	は え 縄	遠洋まぐろ はえ縄	総トン数120トン（昭57.7.17以前に建造又は建造に着手された漁船については80トン、昭57.7.18以後に特定修繕を行った漁船については120トン）以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめ（以下「まぐろ等」という。）をとることを目的とする漁業（指定漁業）	
		近海まぐろ はえ縄	総トン数10トン以上120トン（前記「遠洋まぐろはえ縄」のかっこ書きに同じ。ただし、総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船のうち、承認漁業等の取締りに関する省令に基づく届出漁業の「沿岸まぐろはえ縄漁業」を除く。）未満の動力漁船により、浮きはえ縄を使用してまぐろ等をとることを目的とする漁業（指定漁業）	
		沿岸まぐろ はえ縄	浮きはえ縄を使用して、まぐろ等をとることを目的とする漁業で前記以外のもの	届出漁業
	その他のはえ縄	はえ縄を使用して行う前記以外の漁業	まぐろ類以外の魚を目的とする、浮きはえ縄、底はえ縄立てはえ縄（立て縄釣は「その他」の釣）、ふぐはえ縄	
業 は え 縄 以外 の 釣	かつ お 一 本	遠洋かつお 一本釣	総トン数120トン（前記遠洋まぐろはえ縄のかっこ書きに同じ。）以上の動力漁船により、はえ縄以外の釣具を使用してかつお又はまぐろをとることを目的とする漁業（指定漁業）	
		近海かつお 一本釣	総トン数10トン以上120トン（前記遠洋まぐろはえ縄のかっこ書きに同じ。ただし、10トン以上20トン未満の動力漁船については、我が国の200海里外で操業するものののみ。）未満の動力漁船により、はえ縄以外の釣具を使用してかつお又はまぐろをとることを目的とする漁業（指定漁業）	
	釣	沿岸かつお 一本釣	はえ縄又はひき縄以外の釣具により、かつお、まぐろ又はそうだがつおをとることを目的とする漁業で前記以外のもの	小釣、五目釣は「その他」の釣」
釣 漁 業	は え 縄 以外 の 釣	遠洋いか釣	総トン数185トン以上の動力漁船により、釣り具を使用していかをとることを目的とする漁業（指定漁業）（ただし、北緯20度の線以北、東経170度の線以西の太平洋の海域（ベーリング海、オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海の海域を含む。）において、釣具を使用していかをとることを目的として官公庁、学校、試験研究機関等が行う漁業は「近海いか釣」に含める。）	海外いか釣（ニュージーランド、フォークランド海域等）
		近海いか釣	総トン数30トン以上185トン未満の動力漁船により、釣具を使用していかをとることを目的とする漁業（指定漁業）	

ア 漁業分類の定義（つづき）

漁業種類名		定義	内容例示
釣漁業（つづき）	はえ縄以外の釣（つづき）	いか釣（つづき） 沿岸いか釣 ひき縄以外の釣具により、いかをとることを目的とする漁業で前記以外のもの	
		ひき縄釣 ひき縄を使用して行う漁業（かつお、まぐろ又はそうだがつおを主たる目的とするものを含む。）	ひき縄、ひき縄釣、ひき釣、けんけん
		その他の釣 釣漁業で前記以外のもの	手釣、竿釣、一本釣、立て縄釣、たる流し釣 飼付け漁業、鳥付きこぎ釣漁業、小釣、五目釣、釣具により、さばをとることを目的とする漁業
捕鯨業		小型捕鯨 動力漁船により、もりづつを使用してみんくくじら又は歯くじら（まっこうくじらを除く。）をとる漁業（指定漁業）	
その他	採貝・採藻	○ 小型底びき網、潜水器漁業等以外の、貝をとることを目的とする漁業 ○ 潜水器漁業等以外の、海藻をとることを目的とする漁業	貝かご、貝突き漁業、見突き漁、腰まき、大まき貝はさみ漁
	その他の漁業	前記以外のすべての漁業 ○ 潜水器を使用して行う漁業 潜水器漁業、簡易潜水器漁業 ○ 針に引っかけてとるもの 文鎮こぎ、空釣縄、たこいさり ○ 捕鯨以外の、ほこ、もり等で突き刺してとるもの 突きん棒、貝を除く見突き ○ かぎ、鎌等で引っかけてとるもの たこかぎ、うなぎ鎌 ○ 採藻以外の、はさんだり、ねじったりしてとるもの うなぎはさみ ○ えり漁業 すだて、羽瀬 ○ うけ、筒、箱又はかごを使用してとるもの（採貝を除く。） たこつぼ、かにかご、あなご筒 ○ 木、竹、わら等を海中に敷設してとるもの 柴浸け、いか巣びき、さんま手づかみ（釣具、ひき縄等を使用する場合は、該当する漁業種類に分類する。）	

イ 魚種分類の定義

魚種分類		定義等(標準和名<通称・地方名>)
魚 まぐろ類	くろまぐろ	くろまぐろ<ほんまぐろ>、めじ、よこわ
	みなみまぐろ	みなみまぐろ<いんどまぐろ>
	びんなが	びんなが<びんちょう、とんぼ>
	めばち	めばち<だるま>
	きはだ	きはだ<きめじ>
	その他のまぐろ類	こしなが〔前記以外のまぐろ属及び分類不能のまぐろ属〕(いそまぐろは、その他の魚類)
かじき類	まかじき	まかじき
	めかじき	めかじき
	くろかじき類	くろかじき<くろかわ>、しろかじき<しろかわ>、〔くろかじき属〕
	その他のかじき類	ばしょうかじき、ふうらいかじき〔前記以外のまかじき科〕
類かつお	かつお	かつお
	そうだがつお類	ひらそうだ、まるそうだ〔そうだがつお属〕
さめ類		よしきりざめ、あぶらつのざめ、ほしざめ、しろざめ等(さかたざめは、えい類)
まさすけ類・	さけ類	さけ<しろざけ>、べにざけ<べにます>、ぎんざけ、ますのすけ<キングサーモン>
	ます類	からふとます<せっぱり>、さくらます<ますます、おおめます>
このしろ		このしろ<こはだ>
にしん		にしん
類 いわし類	まいわし	まいわし
	うるめいわし	うるめいわし
	かたくちいわし	かたくちいわし<せぐろ>
	しらす	いわし類の稚仔(=ちし)魚であって、35mm以下程度のもの(混獲されたいわし類以外の稚仔魚を含む。)
あじ類	まあじ	まあじ
	むろあじ類	むろあじ、まるあじ、おあかむろ、もろ、くさやむろ〔むろあじ属〕
さば類		まさば<ひらさば>、ごまさば<まるさば>〔さば属〕
さんま		さんま
ぶり類		ぶり、ひらまさ、かんぱち〔ぶり属〕<はまち、わかし、いなだ、わらさ、つばす、ふくらぎ>

注: [] は、綱、目、科、属を示し、当該綱、目、科、属に含まれるすべての魚種を含む。種名で示したものは、当該魚種に限る。

イ 魚種分類の定義（つづき）

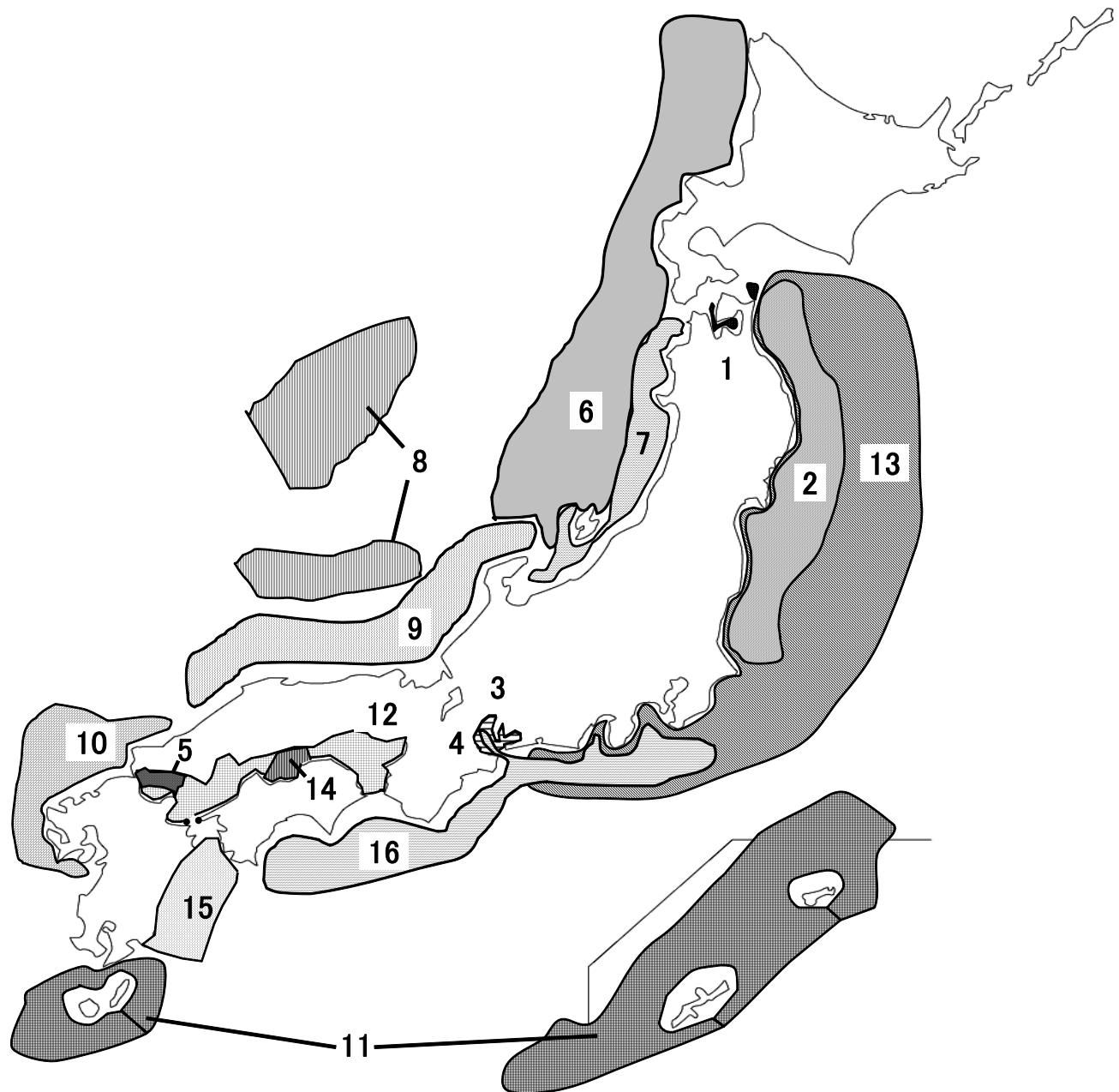
魚種分類		定義等（標準和名 <通称・地方名>）
魚類	かひれらいめ類・	ひらめ ひらめを除くかれい目の魚（まがれい、さめがれい、やなぎむしがれい、あかがれい、まこがれい、あぶらがれい、そうはちがれい、めいたがれい、いしがれい、こがねがれい、おひょう、ひれぐろ（なめたがれい）、うしのした類等）
	たら類	まだら まだら
	すけとうだら	すけとうだら<すけそう>
	ほっけ	ほっけ [ほっけ属]
	きちじ	きちじ [きちじ属] <きんき、きんきん>
	はたはた	はたはた
	にぎす類	にぎす、かごしまにぎす
	あなご類	まあなご、くろあなご [くろあなご属]
	たちうお	たちうお
	た い 類	まだい ちだい・きだい くろだい・へだい
(づき)	いさき	いさき（しまいさき、やがたいさき等は、他の魚類）
	さわら類	さわら、うしさわら<おきさわら>、よこしまさわら、かますさわら [さわら属、かますさわら属] (バラクーダ（遠洋底びき網のおきさわら）は、他の魚類)
	すずき類	すずき、ひらすずき [すずき属] <せいご、ふっこ>
	いかなご	いかなご<こうなご、めろうど>
	あまだい類	しろあまだい、あかあまだい、きあまだい [あまだい属] <ぐじ>
	ふぐ類	とらふぐ、まふぐ、からす、ひがんふぐ、しょうさいふぐ、さばふぐ [とらふぐ属、さばふぐ属]
	その他の魚類	前記のいずれにも分類されない魚類（めぬけ類、にべ・ぐち類、えそ類、いぼだい、はも、えい類、しいら類、とびうお類、ぼら類、ほうぼう類、あんこう類、きんめだい類、こち類、さより類、おにおこぜ類、めばる類、きす類、はぎ類、かながしら類等）
えび類	いせえび	いせえび
	くるまえび	くるまえび
	その他のえび類	前記のいずれにも分類されないえび類（ほっこくあかえび、こうらいえび<大正えび>、ぼたんえび等）

イ 魚種分類の定義（つづき）

魚種分類		定義等（標準和名 <通称・地方名>）
か に 類	ずわいがに	ずわいがに<まつばがに、えちぜんがに>（まるずわいがには、その他のに類）
	べにずわいがに	べにずわいがに
類	がざみ類	がざみ、ひらつめがに、たいわんがざみ、じやのめがざみ〔わたりがに科〕
	その他のに類	前記のいずれにも分類されないに類（たらばがに、けがに、はなさきがに、まるずわいがに、いばらがに、あさひがに、あぶらがに等）
おきあみ類		なんきょくおきあみを除くおきあみ類〔おきあみ属〕
貝 類	あわび類	くろあわび、えぞあわび、まだか、めがい（とこぶしは、その他の貝類）
	さざえ	さざえ
	あさり類	あさり、ひめあさり〔あさり属〕
	ほたてがい	ほたてがい
	その他の貝類	前記以外のいずれにも分類されない貝類（はまぐり類、うばがい（ほっきがい）、さるぼう（もがい）、つぶ、ぱい、たいらぎ、ばかがい、とりがい、あかがい、いたやがい、とこぶし等）
い か 類	するめいか	するめいか
	あかいか	あかいか<むらさきいか、ばかいか>（けんさきいかは、その他のいか類）、あめりかおおあかいか
	その他のいか類	前記のいずれにも分類されないいか類（こういか類（こういか、しりやけいか、かみなりいか、こぶしめ〔こういか科〕<もんごういか>）、やりいか、けんさきいか、そでいか、あたりいか、ほたるいか、ニュージーランドするめいか、まついか等）
たこ類		まだこ、みずだこ、いいだこ〔まだこ科〕
うに類		ばふんうに、えぞばふんうに、むらさきうに、きたむらさきうに、あかうに〔うに綱〕
海産ほ乳類		いるか類及びくじら類（捕鯨業により捕獲されたものを除く。）
その他の水産動物類		前記のいずれにも分類されない水産動物類（なまこ類（まなまこ、くろなまこ〔なまこ綱〕）、なんきょくおきあみ、しゃこ、さんご、餌むし等）
海 藻 類	こんぶ類	まこんぶ、ながこんぶ、みついしこんぶ、りしりこんぶ〔こんぶ属〕
	その他の海藻類	前記のいずれにも分類されない海藻類（わかめ類（わかめ、ひろめ、あおわかめ〔わかめ属〕）、ひじき、てんぐさ類（まくさ、ひらくさ、おにくさ、ゆいきり<とりのあし>〔てんぐさ科〕）、ふのり類、あまのり類、とさかのり、おごのり、あらめ、かじめ等）

ウ 資源回復計画

国が作成する資源回復計画（平成19年12月1日現在実施中）は、下図のとおりである。



- 注：13～16については、調査環境が整っていないため、調査対象としていない。

(3) 海面養殖業・養殖方法及び養殖魚種分類の定義

ア 養殖方法分類の定義

養 殖 方 法	定 義	内 容 例 示
築堤式	入江、湾等の海面を堤防で区切って養殖を行うもの	魚類、くるまえび等の養殖に用いられる。
網仕切式	入江、湾等の海面を網で仕切るか又は一定の海面を網で囲んで養殖を行うもの	魚類、くるまえび等の養殖に用いられる。
小割式	海面にいけす網、いけす箱等を浮かべるか又は中層に懸垂して養殖を行うもの	魚類、たこ類等の養殖に用いられる。
いかだ式	いかだに種苗を付着させた貝がら、ロープ等を直接垂下するもの及び種苗を入れたかご又は網袋を垂下して養殖を行うもの	かき類、ほたてがい、あわび類、わかめ類等の養殖に用いられる。 なお、わかめ類養殖等でみられる3~4mの間隔で浮き竹をロープでつなげたものも、いかだ式に含める。
垂下式	海底に丸太、竹等の杭を立て、これに木、竹等を渡し、種苗を付着させた貝がら、ロープ等を直接垂下するもの及び種苗を入れたかご又は網袋を垂下して養殖を行うもの	かき類、ほたてがい等の養殖に用いられる。
はえ縄式	樽、合成樹脂製浮子等を使用して、海面に縄を張り、これに種苗を付着させた貝がら、ロープ等を直接垂下するもの及び種苗を入れたかご又は網袋を垂下して養殖を行うもの	かき類、ほたてがい、真珠、わかめ類等の養殖に用いられる。
地まき式	海底に種苗をまいて養殖を行うもの	かき類養殖に用いられる。
網ひび式	網ひびに種苗を付着させて養殖を行うもので、支柱式と浮き流し式がある。	のり類養殖に用いられる。
支柱式	海底に支柱を立て、これに網ひびを所定の高さに張り養殖を行うもの	
浮き流し式	海面に浮かせた枠に網ひびを張り養殖を行うもの	地方により「ベタ流し」、「沖流し」ともいわれる。 なお、「浮上いかだ式」も浮き流し式に含める。
そだひび式	そだ(=切り取った竹や木の枝)に種苗を付着させて養殖を行うもの	かき類養殖に用いられる。
コンクリート水槽式	陸上のコンクリート水槽に、動力で海水を揚水し、曝気(=ばっき)装置を設け、海水の流れを図り養殖を行うもの	魚類、くるまえび等の養殖に用いられる。
その他	前記以外の養殖方法で行うもの	

イ 養殖魚種分類の定義

養 殖 魚 種		定 義 等 (標 準 和 名)
魚 類	ぎんざけ	ぎんざけ
	ぶ り 類 の ぶ り 類	ぶり かんぱち その他のぶり類
	まあじ	まあじ
	しまあじ	しまあじ
	まだい	まだい
	ひらめ	ひらめ
	ふぐ類	とらふぐ、まふぐ [とらふぐ属]
	その他の魚類	前記のいずれにも分類されない魚類 (ちだい、くろだい、かわはぎ等)
	貝 類	ほたてがい かき類 その他の貝類
水 生 物 類	くるまえび	くるまえび
	ほや類	まぼや、あかぼや
	その他の水産動物類	前記のいずれにも分類されない水産動物類 (がざみ類、うに類、いせえび、餌むし等)
	こんぶ類	まこんぶ、ながこんぶ、みついしこんぶ、りしりこんぶ [こんぶ属]
	わかめ類	わかめ、ひろめ
海 藻 類	のり類	あさくさのり [あまのり属]、ひとえぐさ [あおさ属]、すじあおのり [あおのり属]
	もずく類	もずく、おきなわもずく、ふともずく
	その他の海藻類	前記のいずれにも分類されない海藻類 (まつも等)
真珠		真珠 (海水産の真珠母貝により生産されるもの)
種 苗	ぶり類種苗	ふ化の翌年の5月31日までのもののうち、もじやこを除いたもの及びふ化の翌年の6月1日からその翌年の5月31日までのもの
	稚魚 1・2年魚	天然種苗及び人工的に採卵、ふ化、飼育した人工種苗 ふ化の翌年の5月31日までのもののうち、稚魚を除いたもの及びふ化の翌年の6月1日からその翌年の5月31日までのもの

イ 養殖魚種分類の定義（つづき）

養 殖 魚 種		定 義 等 (標 準 和 名)
種 苗	ひらめ種苗	ひらめ種苗
	真珠母貝	あこやがい、まべがい、くろちょうがい等
	ほたてがい種苗	ほたてがい種苗
	かき類種苗	かき類種苗
	くるまえび種苗	くるまえび種苗
	わかめ類種苗	わかめ類種苗
種 の 苗 り 類	網ひび 貝がら	のりの殻胞子を付着させた網（種網） のりの果胞子が貝がらに穿入し、糸状体となったもの

(4) 内水面漁業・養殖業分類及び3湖沼漁業分類の定義

ア 内水面漁業魚種分類

魚種分類			該当する魚種名等
魚類	さけ類	しきざけ（「ときしらす」、「あきざけ」と称する地方もある。）、ぎんざけ、ますのすけ等	
	からふとます	からふとます（「せっぱります」と称する地方もある。）	
	さくらます	さくらます（「ます」、「ほんます」、「ますます」と称する地方もある。）	
	その他のさけ・ます類	ひめます（べにざけの陸封性）、にじます、ブラウントラウト、やまめ（さくらますの陸封性、「やまべ」と称する地方もある。）、いわな、おしょろこま、かわます、ごぎ、えぞいわな、びわます（あまご）、いわめ、いとう等	
	わかさぎ	わかさぎ	
	あゆ	あゆ	
	しらうお	しらうお	
	こい	こい	
	ふな	ふな（きんぶな、ぎんぶな、げんごろうぶな、かわちぶな等）	
	うぐい・おいかわ	うぐい、まるた、おいかわ（「やまべ」、「はや」、「はえ」と称する地方もある。）	
うなぎ	うなぎ	うなぎ	
	はぜ類	まはぜ、ひめはぜ、うろはぜ、ちちぶはぜ、じやこはぜ、あじじろはぜ、ごくらくはぜ、どんこ、かわあなご、いさざ、しろうお、よしのぼり、びりんご、ちちぶ、うきごり等	
その他の魚類		上記以外の魚類（どじょう、ふくどじょう、あじめどじょう、しまどじょう、ぼら、めなだ、かじか、なまず、もろこ、にごい、ししゃも、らいぎょ、そうぎょ等）	
貝類	しじみ	やまとしじみ、ましじみ、せたしじみ等	
	その他の貝類	しじみ以外の貝類	
産動植物の類水	えび類	すじえび、てながえび、ぬかえび等（ざりがにを除く。）	
	その他の水産動植物類	上記以外の水産動植物類（さざあみ、やつめうなぎ、かに、藻類等）	

イ 内水面養殖業魚種分類

魚種分類			該当する魚種名等
魚類	ます類	にじます	にじます、ブラウントラウト、ドナルドソン
		その他のます類	やまめ、あまご、いわな等
		あゆ	あゆ
		こい	こい
		うなぎ	うなぎ

ウ 3湖沼漁業魚種分類

(ア) 琵琶湖

(イ) 霞ヶ浦及び北浦

魚種分類		該当する魚種名等	魚種分類		該当する魚種名等
魚 類	わかさぎ	わかさぎ	魚 類	わかさぎ	わかさぎ
	ます	びわます		しらうお	しらうお
	あゆ	こあゆ (ひうお (こあゆの稚魚) を含む。)		こい	こい
	い	こい		ふな	ふな
	にごろぶな	にごろぶな		うなぎ	うなぎ
	その他	にごろぶな以外のふな		はぜ類	まはぜ、ひめはぜ
	うぐい・おいかわ	うぐい・おいかわ		ぼら類	ぼら、めなだ
	うなぎ	うなぎ		その他の魚類	前記のいずれにも分類されない魚類 (たなご類、さより、どじょう類、すずき、ひがい、れんぎよ、そうぎよ、らいぎよ、ブラックバス等)
	いさざ	いさざ (はぜ類)	貝 類	しじみ	やまとしじみ
	その他	いさざ以外のはぜ類		その他の貝類	前記のいずれにも分類されない貝類 (からすがい (たんがい)、いけちょうがい)
貝 類	ほんもろこ	もろこ (ほんもろこ)	その他の水産 動物類	えび類	すじえび、てながえび
	その他	もろこ (ほんもろこ) 以外のもろこ類 (すでもろこ、でめもろこ等を含む。)		その他の水産動物類	前記のいずれにも分類されない水産動物類
	ます	ます			
	その他の魚類	前記以外のいずれにも分類されない魚類			
その他の水産 動物類	しじみ	せたしじみ			
	その他の貝類	前記以外のいずれにも分類されない貝類			
	えび類	すじえび、てながえび			
	その他の水産動物類	前記のいずれにも分類されない水産動物類			

工 3 湖沼漁業種類分類

(ア) 琵琶湖

漁業種類分類	定義
底びき網	小型動力船で底びき網又は貝けた網を使用して行う漁業（沖びき網、貝びき網等）
敷網	四方形の敷網またはさで網を使用して行う漁業（四つ手網、追いさで網（あゆをとることを目的として、さで網を使用し鵜竿等で威嚇して魚を追い込む漁業）
刺網	刺網を使用して行う漁業（荒目小糸網、細目小糸網）
定置網	第2種共同漁業権により定められた一定の場所に漁網を定置して、あるいは竹す又は網でえりを設置して行う漁業（落とし網、えり）及び河川を横断して杭を打ち竹すでやなを敷設して川をせき止めて魚をとる漁業（やな）
採貝	手がき漁具を使用して貝を探る漁業
かご類	竹で編んだ円筒形の巣かごや網で編んだもんどり及びたつべ（竹で編んだかご）を使用する漁業
あゆ沖すくい	小型動力漁船で船首にすくい網を固定し、あゆをすくいとすることを目的とする漁業
投網	人力によって網を投げて魚をとる漁業
その他の漁業	上記以外の漁業

(イ) 霞ヶ浦及び北浦

漁業種類分類	定義
底びき網	底びき網を使用して行う漁業（わかさぎ・しらうおびき網、帆びき網、いさざごろびき網）
刺網	刺網を使用して行う漁業
定置網	漁具を定置して行う漁業
採貝	貝類をとることを目的とする漁業
その他の漁業	上記以外の漁業

才 3 湖沼養殖業魚種分類

魚種分類			該当する魚種名等
食 用	まさ すけ 類・	にじます	にじます
		その他のさけ・ます類	にじます以外のさけ・ます類
	あ ゆ		あゆ
	こ い		こい
	う な ぎ		うなぎ
種 苗	そ の 他		前記のいずれにも分類されない魚類
	真 珠		真珠（淡水産の真珠母貝により生産されるもの）
	卵	ます類	ます類の卵
	稚魚	ます類	ます類の稚魚
	あ ゆ		あゆの稚魚
	こ い		こいの稚魚
	その他の種苗		前記のいずれにも分類されない種苗